

2 大規模開発行為に伴う事務連絡会議

開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為については、大規模開発行為に係る開発行為の許可等の事務の迅速かつ適正な処理を図るため設置される「開発許可等事務連絡会議」において連絡調整を行う必要があります。

事務手続は、都市計画法及びその他の法令により許可の見込みがある場合に限り以下の手続を行うこととなります。

事務連絡会議申請書提出

提出部数：原則として22部

- ・事務連絡会議申請書
- ・事業計画書（当該開発行為に関する事業計画）
- ・設計説明書
- ・資金計画（収支計画、年度別計画）
- ・字図の写し（寄せ字図）
- ・土地の権利者一覧表
- ・開発区域内の公共施設新旧対照表
- ・開発区域位置図
- ・現況平面図
- ・土地利用計画平面図
- ・造成計画平面図
- ・造成計画断面図
- ・給排水施設計画平面図
- ・その他必要と思われる資料

事務連絡会議

会議当日に開発行為の内容等につき説明していただきます。

会議結果（意見書）交付

個別協議・結果報告

意見書に基づき協議を実施し、結果を報告してください。

許可申請

協議結果に問題がない場合は申請手続に移行します。

第2節 変更許可申請等

1 変更許可申請（法第35条の2第1項、第2項）、 変更協議（法第35条の2第4項、法第43条第3項）

(1) 変更許可（協議）を受けなければならない場合

既に許可を受けた開発行為について、以下の事項を変更しようとする場合には許可（協議）が必要です。なお、変更許可（協議）は、開発許可（協議が整った）後で、かつ完了公告前に行われる変更が対象となります。

ただし、当初の開発許可（協議）の内容と同一性を失うような大幅な変更が行われる場合は、当初の許可（協議内容）を廃止したうえで、新たに開発許可（協議）を受ける必要があります。

変更許可に当たっては、変更を生じる箇所について開発許可申請と同様の基準に基づいて審査を行います。

ア 開発区域（開発区域を工区に分けたときは開発区域又は工区）の位置、区域、規模

イ 開発区域において予定される建築物又は特定工作物の用途

ウ 開発行為に関する設計

公共施設の位置、規模、設計等の変更を行う場合や公共施設の管理者及び土地の帰属に関する事項を変更する場合を含みます（法第32条に基づく手続きが必要です。）。

エ 工事施行者

次の①、②のいずれかの場合の主体の変更。

① 1ヘクタール以上の自己業務用の開発行為

② 非自己用の開発行為（下記の表参照）。

オ 自己用・非自己用の別、居住用・業務用の別

カ 市街化調整区域において行う開発行為については、当該開発行為が該当する法第34条の号及びその理由

キ 資金計画

(2) 申請手続、協議手続

変更許可を受けようとする者は、法第35条の2第2項、規則第28条の2、規則第28条の3並びに前表に記載する書類のうち変更が生じるものを開発行為変更許可申請書に添付して知事に提出してください（新旧を分けて記入してください。）。

変更協議についても同様です。

2 変更届（法第35条の2第1項ただし書、第3項、規則第28条の4第2号）

(1) 変更届を提出しなければならない場合

開発許可を受けた事項の軽微な変更を行う場合は知事に届け出る必要があります。開発行為変更届を提出しなければならない場合は以下のとおりです。

ア 設計変更のうち、予定建築物等の敷地の形状の変更であるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

・ 予定建築物等の敷地の規模の1/10以上の増減を伴うもの

・ 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が1,000平方メートル以上となるもの

イ 工事施行者の変更

上記1(1)エの場合を除く主体の変更、氏名若しくは名称又は住所の変更（下表参照）。

ウ 工事の着手年月日又は完了予定年月日の変更

(2) 変更手続

変更届を提出しようとするときは、法第35条の2第3項及び県規則の定めるところにより、変更が生じる図面等を開発行為変更届出書に添付して知事に提出する必要があります。

表：工事施行者の変更の手続き

用途		主体の変更	氏名(名称)・住所の変更
非自己用		許可	届
自己の業務用	1ha以上	許可	届
	1ha未満	届	届
自己の居住用		届	届

第3節 設計者の資格

申請に必要な設計図書について、一定の資格を有する者が作成しなければならないとされている場合があります。詳細については下表のとおりです。

法 律 名	都市計画法（第31条）		盛土規制法（第13条第2項）
資格を有する設計	開発区域の面積が1ha以上20ha未満の開発行為に関する工事（規則第19条第1号）	開発区域の面積が20ha以上のもの（規則第19条第2号）	高さが5mをこえる擁壁の設置、切土又は盛土をする土地の面積が1,500㎡をこえる土地の排水施設の設置（施行令第22条）
イ 大学（短期大学を除く）で右の課程を修めて卒業後、右の技術に関して2年以上の実務経験を有する者	課程：土木・建築・都市計画・造園 技術：宅地開発	左記のいずれかに該当するもので、開発区域の面積が20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことがある者。 その他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有するものと認めた者。	課程：土木・建築 技術：土木・建築
ロ 短期大学において右の修業年限3年の課程（夜間部は除く）を修めて卒業後、右の技術に関して3年以上の実務経験を有する者	同上		同上
ハ 上記の者を除き、短期大学、高等専門学校、旧専門学校において、右の課程を修めて卒業後、右の技術に関して4年以上の実務経験を有する者	同上		同上
ニ 高等学校、中等教育学校、旧中学校において、右の課程を修めて卒業後、右の技術に関して7年以上の実務経験を有する者	同上		同上
ホ 技術士法による本試験のうち、右の部門に合格した者で、右の技術に関して、右の年数以上の実務経験を有する者	部門：建設・水道・衛生工学 技術：宅地開発 年数：2年以上		部門：建設
ヘ 建築士法により一級建築士の資格を有する者で、右の技術に関して、右の年数以上の実務経験を有する者	技術：宅地開発 年数：2年以上		
ト 右の技術に関して、右の年数以上の実務経験を有する者で、建設（国土交通）大臣の認定する講習会を終了した者	宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を含む10年以上の実務経験		技術：土木・建築 年数：10年以上
チ 国土交通大臣が右に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	イからト		イからニ

第4節 国、県等の特例

1 開発許可の特例（法第34条の2第1項）

平成18年の都市計画法改正（平成19年11月30日施行）により、これまで開発許可が不要であった県等が行う開発行為について、法第29条第1項第3号（令第21条）で許可不要とされているものを除き、開発許可を要することとなりました。

しかし、その場合、開発許可権者が申請者（県等）に対して一方的に決定を下すという考え方は適当でないと考えられるため、双方による協議が成立することをもって許可があったものとみなすとする特例制度が設けられました。

（1）協議が必要な者（該当機関名等）

- ア 国
- イ 県
- ウ 指定都市（熊本市）
- エ 中核市（該当なし）
- オ 都市計画法第3章第1節（開発行為等の規制）の知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（八代市・天草市）
- カ 県、指定都市、中核市又は上記オの市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局
- キ 県、指定都市、中核市又は上記オの市町村が設置団体である地方開発事業団
- ク 国、県、指定都市、中核市又は上記オの市町村とみなされる者
 - ① 県、指定都市、中核市又は上記オの市町村が設置する住宅供給公社
 - ② 県、指定都市、中核市又は上記オの市町村が設置する土地開発公社
 - ③ 独立行政法人都市再生機構
 - ④ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ⑤ 日本下水道事業団
 - ⑥ 独立行政法人空港周辺整備機構

（2）協議

上記（1）に該当する者は、開発行為の内容が法第33条（第1項第12号を除く。）及び第34条の基準に適合していることを確認するために、開発区域を管轄する広域本部に対して、協議書及び添付書類を提出することにより、知事と協議を行うこととなります。

なお、協議成立により、許可があったものとみなすこととされていることから、開発許可と同様に、工事完了検査（第36条）、工事完了公告があるまでの建築制限（法第37条）、開発行為の廃止届（第38条）、開発登録簿の調製（第47条）等の規定の適用を受けることとなります。